鹿児島県歴史資料センター黎明館 所蔵品目録(XII) 文書 (3)

Collection Catalogue (XII): Documents (3)
Kagoshima Prefectural Museum of Culture
REIMEIKAN
1995

鹿児島県歴史資料センター 黎明館

鹿児島県歴史資料センター黎明館 所蔵品目録(XII) 文書 (3)

Collection Catalogue (XII) : Documents (3) Kagoshima Prefectural Museum of Culture REIMEIKAN 1995

鹿児島県歴史資料センター 黎明館

はじめに

鹿児島県歴史資料センター黎明館で収蔵している資料は、県内外の方々の積極的な御協力により、現在約6万6千点にのぼっています。

ここに、あらためて皆様の御協力に対し厚くお 礼申し上げます。

当館の資料については、広く県民や関係者の 方々に活用されることを願って、「美術・工芸」・ 「美術・工芸(2)」・「文書」・「文書(2)」・「産業 (I)」・「産業 (II)」・「歴史」・「歴史(2)」・ 「民俗」・「考古」・「総記・記録・自然」の目録 を発行してまいりました。

本年度は、所蔵品目録第12輯として、文書の部の第3巻を発行することにしました。この目録に 収められた資料は、近世の日置島津家文書をはじめ、幕末・維新期に活躍した郷土の人々の文書が 中心をなしています。

この目録が、地域の文化向上の一助になれば幸いです。

平成7年3月

鹿児島県歴史資料センター黎明館 館長 井之口 恒 雄

凡例

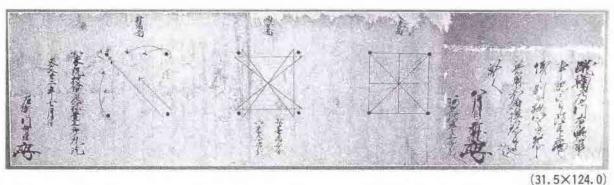
- 1. この目録は黎明館が平成6年12月1日現在で所蔵している文書資料について収録したもので、 寄託品は除いた。
- 2. 資料の並べ方は、原則として年代順に行い、一括して所蔵しているものについては家ごとにま とめた。
- 3. 資料の記載は、番号、資料名、数量、摘要、年代、大きさ、受入年・方法、台帳番号とした。
- 4. 資料の大きさは、センチメートル単位とし、縦×横を記した。
- 5. 資料写真は、資料の中から適宜に抽出し、解読文をつけた。解読文の漢字はできるだけ当用漢字に、変体仮名も平仮名に改めた。

なお、目録中の番号に○印のあるものは、資料写真として掲載したものである。

6、この所蔵品目録に記載した以外に「歴史」の部等に分類されている文書もある。

目 次

はじ	めに		
凡	例		
資料	写真.	解読文	1 - 31
所蔵	文書目	録	
	中	世·····	35
	近	世	36~37
	明	治	38
	大正·	昭和	39
	日置島	津家文書	40~44
	橋口家	文書	45~47
	伊東家	文書	48~58
	寺島宗	則文書	59~63
	去田浩	成	61-66







八境図





両分図

以朱為次分(朱ハ細線ヲ以テ示ス)

以墨為正分(墨ハ太線ヲ以テ示ス)





以家説授阿久祢豊三郎丸訖 天文廿二年七月日

左衛門督藤(花押)

飛鳥井雅教鴨沓免許状(中世一

謹言、 儀候、 蹴鞠為門弟、 着用尤規模珎重候也、恐る 懇望候、 別而執心之間、 鴨沓之 雖有子細之 免申候、

八月日 雅教 (花押)

阿久祢豊三郎とのへ

与

L

娘

所

薩摩國莫祢故

大尼御

房

御

屋

敷

内

这都多入大切院成下如平1日至了 能也以め角领依からなるの魔都孝 名相母の日から直切かっな行彼の名と 室権的やと万粉級もの後日南事首 記奏坊都信人美 危度回奏的女大方打名のかない 同院内恆年一回内を収失 かりかからなかし 中から言いなかり去はなか丁 仍後出山山 後与 と我所 五十二十八月十二日本成七屋日 (29.0×42.5)

> 右、 嘗權執印令所持處 立雜掌入大切、 雖爲故女房領 相 永 同院内垣本 仍讓狀如件 知 分者、 行、 Ħ. 不可沽却他 田畠等 等分可 寄田 依沙 IE 田内壱段矣、 給 也 人矣、 御 直 被 娘 分之、 F 汰 相 知 爲後日 行、 知 出 分 來、 畢 可 知 其 行、 所 彼 妙 殘 正文者 書 慶 4 置 數 分 彼 年 田 畠

正中三年卯月廿二 日 權 執 印 妙慶在判



(24.0×17.5)



一方の不を方としたが大くりところをことをかってるるとしたが大きないかなっているが、大きなではなってが、中本をまたて、ではなるを、他のから、大きないとのから、大きないとのから、大きないとのから、大きないとのから、大きないとのから、大きないとのから、大きないとのから、大きないというでは、大きないというできない。

上地之内を其低預り格護之仁茂有之様二傳 江平村指上候、何方江成共くり替可被下事 承候、 知行所遠方迄二て麑嶋御奉公可 不被召替候ハ、 右之条以可然樣二被 寬永四年正月廿七日 衆なミニ可被仰付儀、 山田民部少輔殿 御支配之砌幼少二て、 已来弥御奉公可難調候事、 仰上候而可被 遮而御侘申上候事、 衆双之理をも不申達候 難 調候、 下事頼申候、 此節 又五郎

三原左衛門佐殿

高けお多くあけ ははいるちとであまかからうるか る古田春石 いゆったときできていまわれるとか る秋け七百八松石 うちてかるようないる うれてなるからるころろう 不无约我好候由多物之也的及多之一不"后仍 一般被害のんといえてもし他のなな がなて十五百石のことか百石であるとの 前尾山事 でして、宅里り内ありできるい 便於 大行之五元。杨子子同名不好幸 言奉命内に出 月五人名夏 (29.5×73.0)

御

賦

預置

侘被申

一候衆者,

望之地為被持

世之

支配之時分若輩之故、

知行之侘不申、

本領可給之由 致首尾候事 由 承候、 御 約 東之 御 書物雖有之、 不

被持候衆も 一所衆何茂 有之由候、 本領為被持 我等幼少 せ由承及候、 御支配之 又一所二知 行

当時持留之知行

時侘不申、

遠方迄へ被下候事

高弐千七百八拾石

高千八拾石

高弐千五拾石外六百石被召上候 高六百七拾石外九百石被召上

高弐百七拾石 高六百五拾石

都合七千五百石 二千五百石者 被召上

候

何も近所ニ 七里より内二 被持 せ候間、 知行所無之候 同前可被仰 付 候事

麑嶋

邪答院名之内大村

久富貴

黒木

日置

高原名之内江平

同所清公

车

田



 (20.5×51.5)

嶋津左衛門督殿 雅継

砕御手、 於爰元相似之御用候者、 切引御在洛候故、 可申乍心緒、 特難短毫尽存候、尤使者差下 都風聞其隱無之候、 令啓候、仍今度於日州表被 從愛宕使者被差下之由候間、 進候、 御筆二て候、 追而令申候、 御存分被仰付候由、 歌ハ梶井門跡 信長殿御手遣付、 取紛不及是非候、 御音信迄候、 扇子 誠る寄 可被仰上候、 京

嶋津左衛門督殿

六月十八日

雅継

不可有疎意候、猶志水入道可申候、恐ゝ謹言

- ñ -



無音罷過候、然者 可申入之處、 去夏御暇被下罷 候哉、承度存候、 下候、早べ以書状も 致何角と

家来之者所迄切了 入御念預御状之由

後九月八日

祐久(花押

鱧之鮓壱桶送 尚以不弥候へとも

候、誠御音信之

態以飛札令啓達候

印迄候、以上、 其元相替儀無御座

拙者義

恐惶謹言、 下候、

御座候者、

被仰知可

被

存候、

弥以珎敷儀共

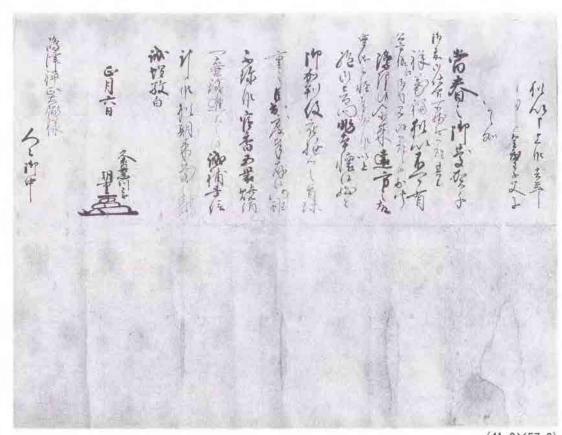
申聞候、

别而

乔令

尚期後音之時候 伊東大和守

嶋津弾正様



 (41.0×57.0)

嶋津弾正大弼様 實儀不軽奉存候、以上、 公方樣江御目見得御座候由、外聞 不珎候、 誠惶敬白、 計 重 御 際限候、 祥萬福、 絶御音問非本懷候、 正月六日 候、 **壶致進上之候**、 3 加判役被遊候之旨珎 目出度奉存候、 猶期来慶之時候、 官香五囊 尔来遠方之故 猶以不可 久米具志川王子 朝重 誠補書信 有 然者 焼酒 仍雖 (花押)

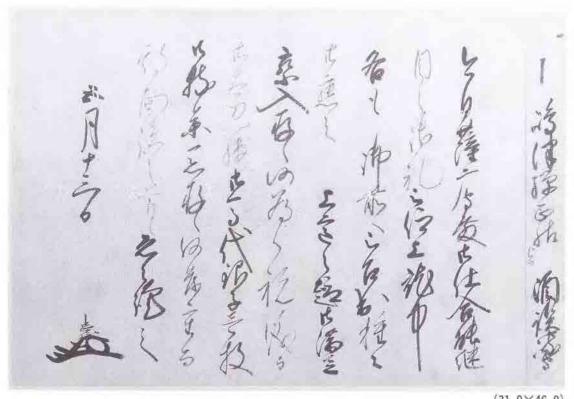
御前御仕合所残無御座候,其上

當春之御慶賀千

候之処。

金武王子父子

猶以申上候、去年



(31.0×46.0)

嶋津弾正様

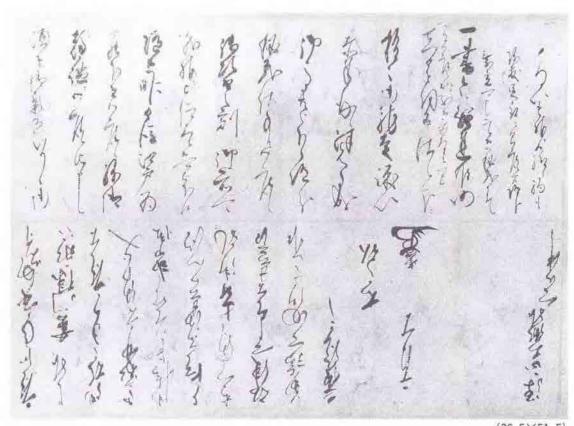
酒

讃岐守

まいる

御持参、 御懇之 各も 期面談之節候、 御太刀一腰、 察入存候、 目之御礼被仰上、 今日薩摩守殿御仕合能 五月十三日 御前へ被召出、 忝存候、 上意之趣、 仍為御祝儀与 御馬代銀子壱枚 恐含謹言、 何茂重而 就中 忠勝(花押) 御満足 種さ 継

- 9 -



 (36.5×51.5)

猶以貴様より給候

立可申候、定而御秘蔵にて 敷足取二而御座候問、随分

先日者 有御座候処二、別而忝存候、以上、 秘蔵 泰存候、 馬共被下 う御馳走誠 書令啓達候、 仕事 何公仕候處二、 二御 候 殊見事成 座 以 候 随分

御次面 罷下者御 然様 而昨日從下 二被仰 之刻 座 上候而 候 T 御前可 戸 為 弥御 n 被 下候

萬端可得御意候 以使可申上 被仰候間 候、 何も追付御礼 一候間、 弥其御心得 其 節

御情を候ハてハと式部殿も

弹正大粥樣 二月十日 人ら御中 忠興 頃

御

気色 御

1.

かっ 由

御

座候

申候

恐惶謹

言

右馬頭

花押

御煩之事御座候間

家中衆何も被入

申

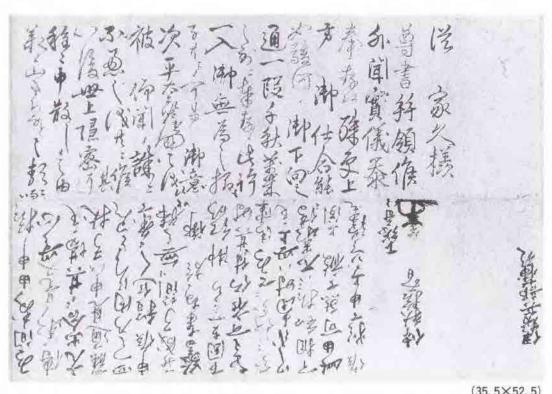
候様

黄門様永さ之

候哉、

承度存候、

先 H 6



之至二

許

6

駿

河

御下

向之

中存候、 八開實儀

殊 更上 拝

領

御仕合能

 (35.5×52.5)

次平 俚き申散し候之由、以後世上隠密に 共二 入御無為之樣 慮之儀共二候、 仰 太郎左衛門尉 一奉存候、此為一段千秋萬歲 開候、 候、 II 誠 易 其 之 御 儀 意 候

山たちなと之類三而

此 11]

由

可

然可

被

叮

申

候、

恐 開

3

謹 言

総守

相

知

様

15

不承傳

候

を 申 四 罷 元 之哉 \$ 玉 奉 成 候 通 出 間 承 候 25 町 存 T 見 合 何 被 簡 乃内にて 申 候 分 仰 す \$ 近 候、 由 是 時 付 5 無 又 申 之躰 18 n] 候、 马 其 im: 候 様 条可 候と見 世 有 杖 場 E 御 私 6 其 座 時 明 \$ 7 ž

秋 兵 拾 部 Ŧī. 小 H 輔 常久 (花押

> 其時者 御主人、 叶申間敷 年之暮来ら年二ハ半分 汰候 増減之算用密ミニ急度被仰付候へかしと 可仕候、 申と皆き存候處二、 衣裳等を結構 多被召置、 れ共諸 ハ、其 用 前代之御入目と 小性衆、 捨可為此時 御國之行末一大事二存候、 被御覧 何かも 色 左候而北 段被仰 候、 らの事を指二折立、 1 第一二家老衆二こそむけ 痛可申儀を被仰出候ハて者 御 然時者 届、 かし 厩 候 出 其つかれハ致本復間敷 被仰 老中衆之手前ニおこたりも 当代二八御借銀減可 この御作事女房衆之 御船手二御物入申由取沙 是も相違仕来 付御物入候つる、 御当代之御入目 國民之眼者 上地 御 前 人民述懷 御入目多候ハ、 条う 第 出物か 役人 候、 于今ハ 申 於其 候

人見及候者

前代二者不入女房衆を

分之申分、右段《可有之哉之事、公用二付而老中衆へ尋申儀、諸士自 供 仰出候儀、従老中被申出儀、諸役人



 (35.5×159.0)

可被 おなつ 御 御 かしく 諸道すたり可申と見得 右同まきれかましき事多う御座 今度於江戸有御方へ御内證被仰入之由 御 老中衆心持をも可被聞 自然之時御軍役定之事、 御用 小く被 法度を被 行儀にて御家中を御しめ置可 連技樣達御心持之事、 人之心まち〈二有之哉之事 閑成時と両様ニ可被定 捨可被成哉之事、 仰出事ハ け可被成条も 候事 玉 風 仰出候、 無心元儀多言 仰出、 御 御行 殿樣御行儀二相当之 可有之哉之事 L め可被成条う 召 申 付、 儀二不相当之儀 候 急速之 なけ 被 候 事、 成 以 候、 御 情

印

被

成

御

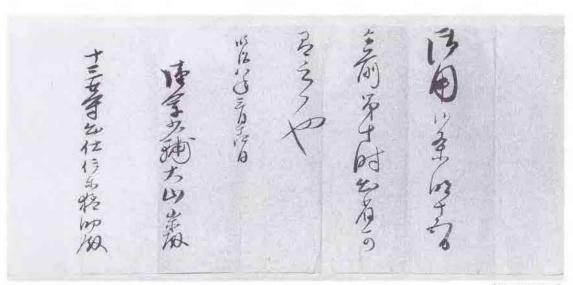
敬

時節かと存候条ミ之事、



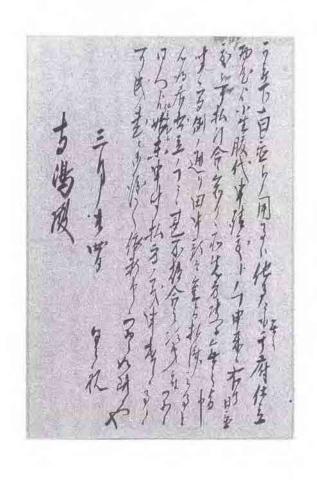
(21.5×81.0)

加賀守船将



(16.0×28.0)

年前第十時出省可 有之候也、 明治八年三月十四日 陸軍少輔大山 巖



物屋ゟ小生 聞候間、 心得居書立 可成速二 度き可払引合参り 同人合仕立屋江始末申聞、 可被下候、 御 例ノ通り 日 置 江 服代申 渡し依頼申 ノコトニ候、 候所、 田中預ケ金ニ而払済之事と 請度トノコト申来候、 ノ用事ハ他事ニも無之、其府仕立 候、 甚不都合之次第二付、 先方決而無之旨申 早之如此候也、 払方ノ義申遣し候事二候、 右者、 日置 早ら

寺嶋殿

三月廿四日

具視

- 16 -

子をしちっちか安らういる不利信芝 无名,还通为了如如女月~~~ 任者かりうすてと言式いるとはナイナルでは 夏日子日至兵即与 通子了人的北方了 ママメン 佐少月天 似化音学了至。性徒原 きゅうる 祖しアル 没放言, 人的法别神政仙白南北的合 う件 再となってるよう惟友子るいようし 行了了方方文名中面御山平多次多月 住徒中安化中人人心思見不好的 年六月奈全省門人かりころのか 小产大人作事でも るとう有着追けり 外走、书建二百时李王军在十八七日 人とみったけるプラであるがあるいことは で行けたありちりの変するシ (20.0×25.5)

> 厚意取扱二而 同 六月二ハ帰途二趣キ候覚 住 世 差急迅速順行、 魯ヨリ 来ル廿八日発途魯行 人江 **运話** 二存 居分リ 壮 義も無之候間御安心 申入と存候、 玉 留学 健ノ 李、 慮可 大久保 相運 再ビ発シ申間敷と推察候間、 帰 早弓御傳之事御 日置兵助江 由恐悦此事 給候 かね候 候、 白御在勤如何と御案シ申候所、 朝之事ニ決シ候、 殊二字国 両卿 尚 就而 宜敷乍 当時孛国滞 四五両月二ハ残リ各国回勤 被 别 行 二存候、 ハ足下 心得二 袖 三宮或 召返候 通 T 御 미 ハ丁嚀ノコトニ候、尤聊之 後 至 給候、 悟二 早 知 面 14 鮫嶋 候、 る御傳頼 願 働 在 壮 子細 候、 ハ古澤等ノ中江 存 此書状之通 二付魯迄 中 健 本国江 候、 扨不気候英国 定面 ハ鮫 今日迄ノ国き 不相 此上者 〇外二元 御 入候、 等都 御申立 嶋 15 承 是 ヨリ 替 至而 同 知 \$ 合 若シ 御 行 御 従 段 何レ 傳

4

おいいろうちょういろん そうなます。おうなのかはたままであるかられてきます。おうなかられてきます。 ころとうとうりんちょう いつとかいいいいのあるしてと かけるうかいというかい ひとうとうち あらられ りてるるののはようろう MAN BOUNT (17.0×39.5)

> 御喜悦 過日 内閣小交迭相成候へ者後日迄二 被下、千歳不朽之御策為国家 罷在候、 尊答申上置度如此御座候、 いつれ明 御清適奉 旁以乱筆勿言頓首 充分之御尽力被下候樣何分此旨 云言内承大二安堵、 時過罷 暇相 は何辺相変候義も可有之与信認 は参上 見 九月十九日 分候 叫 仕 且過日拝聞仕候条約改正 被為 H 候處御懇情感佩仕候 帰 敬賀候、 御邸江 ハミ御発送可仕候、其内 御邪魔申上 文箱は明日返上可 候 在与 處尊 想像仕候 出頭形 今日 翰 仰願ハ大憤発 被 F 銀 内 心行申上 候旨 田 行出頭日二 昨日者 爾来倍 政 工二而 仕候也、 候ハ、

則

様

きてかつまむろして 一次要言中 おおり

 (17.0×45.5)

時半比パ 旨更二 御 望候付、 旨答置候、 之外之を自由ニ為シ度 課税最高點之約 公使へ遣ハシタル略 府請求之義 問ナ 府台電 返 候 刻可参省 ヲ自由 今英公使出 務卿殿 二月廿 事可 間、 可通 ij 被下候、 1 御差支有之候 御差支アラハ其 ニスル主義 信 尚明朝 クス出 知 仍 海 到 テ今朝 日 関 来 束 ケレ 頓首、 本国 省 日 有禮 意即 上野 ナル 御 本 面 政 晤 力 を

より 為 何 談 託 其草 卒早 相 他 願 申 相 る不二 ラ頓 候 E 断 置 置 先ハ 候邊 首、 申 麿 候 御 直

聞

仕

候

邊

\$

御

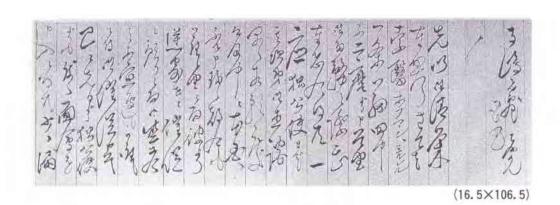
座

候

間

一月十一 日

一付而 と奉存候間、 之節直 分明二 二氏満期二 結約 日 奉置存候 候 外務より字公使 之法を以已来 新規に文部 上 得と御談 方御気 省きら之長 約 おゐて已後之 -政府より之直 通、 相結 断絶い 相成 候、 11 たし候次第、 実ニ 相 依一段と 寺 候 居候次第 付 通 たし、 し被 6 都 省 叫 L 日 付 3 嶋 然事 御座 より 合 御 置 本 頓 此 政 條 首 段 成 序 1 6 府



先以御清栄

字医ホフマン、

111

ル

L ル 賀候、さては

条い細田

中

御多務之際甚 不二麿より申上候由

早弓相願候處 其次第御直談 応独公使まで 奉恐入候得共

二預り候而は 遊寄せ二催促 御座候由 否 今月中二本国 中越候都合も itiz 4 彼より

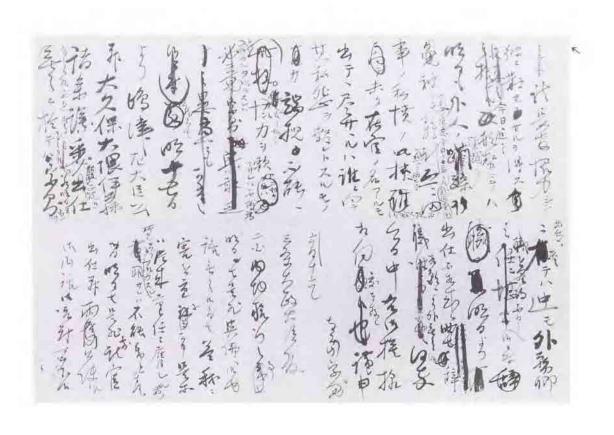
よりも度ら面会を 已に先日 之不宜邊も御座候 御 より独公使 催 は些工 促申上候、

合

申入候得共少言漏

寺嶋老台 孝 fo

-21-



ル 日 日 迄之形 対 官 6 難 外 七 力シ ++ 計 人 勢二 11 外 蹂 7 テ 今日 襲 躙 テ 得 1 7 25 ス -危 急 逼 IJ 居

過 1 為 致 ル ス 1 諸 キ筈無之、 大臣互二 旧

私

憤

ヲ

挟

国

出 私 端规 恕 在 尽サ 7 官 不 報 名 能 2 7 1 候 11 ル ス 15 誰 ル 王 E 向 テ

而者 力 所 7 明 頼 見 + 7 7 ++ 以 t H L テ ス 23 不能為 1 15 右之如

大久保、 之候 議 様 悉 IE 至 急 御 達 出 有 仕 伊 之 藤 度

П

F

1

嶋

津

左

大臣

願 候 於 テ 若 18 明 宗則 H \exists 1) 右 同 出

仕

今 職 相 H 相 日 職 侗 度 中 願 を テ よ 奉 右 候 1) 15 存 御 よ 出 得 迚 模 n E 候 仕 不 様 外 申 外 不 無之、 相 候 務 謹 申 成 = 卿 付、 候 何卒 時 者

辞

六月 太政 者 候 内 + 是 而者 非 地 大 六 英 旅 臣 H 益我二 佛 行 殿 御内 事

二白 御 所 17 話 明 出 を重 無之 ++ 見 従 H 条 内 仕 来 話 并 明 7 日 以 重 ネ 御 両 者 不 テ 叮 取 公 任 能義 協力 計 申 使 是 膺レ 非 我と奉存 ス 是等 前 被 ル ル 諸 = 者 候 官

7

寺島宗 則

とろうるるの教育を 内福路に立意 多件四古数以后 英五了 初少於林里之十一分為日 罗英名出为以重 では、あるでること 一部"俊俊年以代三方神通五五 工品行为家係し るのできてしる方子 まるまる方な方なとス、お行う こっちず大阪 10人也五五数 でなったまとのはなられてい り込まるとのまるいかす 李 我面自了你一位了 ちたかところはら 名写作れる人行 图多多一点 十年件他多風 房で 夢れ て佐教をない からは

 (16.0×188.5)

日

英

公使

出

》》

查

理

+

丰

星 亨

条

任

申

出 1

居候得

共、

大隈

申入兼 頻 今俄二之を名とし 今十日許處分見 程之罰 でする律 件沮 評議 二四四 二催 聞 L を曠する辞柄 御 查 部 虚分二 見込 不得、 諸 んとの 省関 あ + 候趣相答候處 促 滞 星亨之事 不整 相立、 3 H 申 一付而者 十八日 事 前 係 出 き筈、 より = 候 を 込 新 律 其 略 外

我之怠所 必内決 通之体 外 我 怠慢之責 围 玉 律 人 1 交 従 難 遁

被

迫

内地旅 又ハ転 答承度 此儘 十余件、 右両件は 是又十八日 過多有之、 其他之訴訟英二 不承服、 司 無切迫之事件二 種は詫 三面 一裁 二而者 行願之外, 申 任 V. 此上 他之各国 我 世 押 迚も此 より謝 迄 L 通 入候後今 むる す 决 政 歟 有之、 罪 歟 府 茫

15 15 ルニ X

司米百四十年的一個

頓 首再行、 自愛是祈 成 八月廿三日 賢 内臺陳

博文

相見、 昨年來相捨置 候中兎角悩敷故、 も不一様、 見候處、 スルニモ軽重有之様 而来小生も数ミ為取調 パテント局創立之事被仰 候事ハ甚難ク、三四年 候處、 之権利ヲ保護 賞此事二御座候、 議論相定兼 是ハ俄 外国之制度 随而 發明 取設

尽力之所致、一同

米両

国間條約之調

6

相

済

候趣、

-24 -

近く一

申

候、

一応御帰朝之由

敷御相 二付、

談可申上候、

尚御面晤之上

委

御

座候、

時

F

折 加

角

拝答迄勿言

獨性好意谁次 少是法立 というち回去が発 りまれ 接流者 あたの村は同体 る内心はきあき 中一一四次十一 りある。 至 6 年書書 罗图的下去 也 生的各個生明 とに大人は公司 するでからき、 多個からはなり R. Sandania

(16.0×120.0)

事二御座候、小生 先以御清迪恭賀此

儀

依

不相変瓦全、

せり、 共相 夫婦 米国海軍 事二御座候、 候二付、早速夫婦 貴論遺憾無限 郷 招、 午飯抔為致、尤同日 へ御添書相達 實二不過之候、 . 河村も 其後Mrs Coules横浜之寓 吹上ケ禁園中 士官カウルス 可 国家之大不 伴 15

へ被相招、

西鄉同道

罷越申候

来両通之貴 相達 謹

般

慥

讀

殺云さ之事二付而

如

去說大久保氏暗

乍憚御休慮可被下

候、

> 候得共、 御取調も 御談合申上度事件も 何れ御寛話 乍不本意明日之處御断 奔走不仕候而 Mi 明日御 後日御隙之折 明日 可成速に清書 過 可申承候、 日御咄合申上 不相 ハ早天合終日 出 可被下候旨 叶候間、 尤 候、 承

相成候樣奉希候也

此旨拝復のミ草ゝ如此、被下候様千祈萬祷仕候、被下、此上偏に御補助な下、此上偏に御補助

書外期面上候、

拝首、

十月九日夜

清成兄

なるをはまると 西なしのいっちゃんな 打遇了被第二属点 る山口的方衛生 でおって多なを うちゃん大方の選到 答はらかのあっても 治成憲、多例的 を作せいているな からいっている ちまなるってはる 保息とうなった 五日本あるる 更多国外以北京 のできかなる 的後如名

 (18.5×108.5)

貴墨拝

にて、 之通、 相付、 衷情におひて不相済 申上候末、 致拝承候、 猶遙ナリ、 之故を以大事遷引 数ならぬ僕輩進退 決定仕候間、 書上丈ケを以鞠躬する 否之目的 得止刀断仕候、 候様にて 頭 退之義二付、 内実者 心事不可言候得 愈拝命之筋 甚困却之次第 懇二被 今日迄にて決 謭劣之僕を以 過日御内話 御推察 御安心一 不相立候得共、 多罪之責 示聞 前 被 途 [1] 趣 共 被 着

のおならい地位する 当る殺人を活か のであるとなったべ はないますない 教育高麗等為 なにらられて 公立 不行人并能言の知 おかいやちいと かれる正はるなかか ち、こむとかれるいつさ からするのながれ

A STAN STANSON STANSON ないいないなるなのな のはるいかいちちゃく 世紀かたのけれる おどうでするなり 在份事以外外外

> 一命いた。え候、跡代ニ付而ハ、 等甚以難渋之由ニ而、 不具之身體ニ而 日勤 成下度奉希候、 差支無之樣御取計被 伊 任被仰付候へハ、 有義念願いたし居候間 無此上 地方江

被下候 官ハ可宜与 御含置被下度奉合掌候、 左院方ハ私合形行を以 御振替被成下度、 右を被仰付 宜敷都合可仕候付、 十一月十七日 1 奉存候付、 候樣御取 却而だ 左候ハ・、 橋口合も地方 其段 計 何卒 頓首、

吉田清成 要様詞

西鄉吉之助

- 28 -

何卒彼方

方掛合御座候ハ、

頼入候様可仕候間 奉存候間

省江可

宜与

致同意

刑我公在任事上五 不易一公司 水种水图 不過でのするからない 作いかはあたう ちかってお野のある彼か りはなる小小は神子の 格口面印行智修 方あかれいゆる時し うに 多るであると 一なっちてるなるな 弘,心下族,乃名出 れは一大小り日初かれ 今日のない 少你多少年李年 からうろうかの正正 即与自己在行品的本 いるるからかは人名 五中軍門大き そば耐尾のりのかっ 不をわさいずと彼ら 十年场了的"安全工 あらえずれをできる 大きるのないる 中のる情に大き 三十五八八十五回化る歌 司医有一分子通 きかいからなかりて気の

 (16.5×199.5)

今日

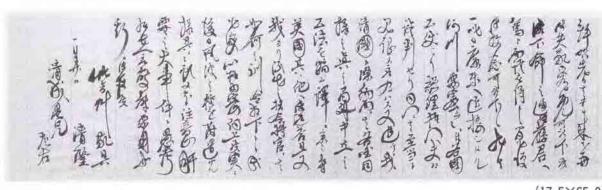
も御清祥奉賀候

登京二付而 不遮との事ニ而、 橋口 受候ものなれハ、決而 刑官二久敷従事し、 かり候次第二 候訳無之、水火ニ趣き候共 人之頭二立て事を所候者 勤候樣申諭候得共、 故障之趣承候付、 二て無之、何分二も人二 拝 命仕候處、 津縣 \$ 御座候、 新律取 実二 押 連も 此節 而 3 辞 難渋 調 全 相 指 体 L 揮 を

方として出懸候義ニて、 随分

致方事与 切二承候事二而、 是迄研究 なる先生故 右之方二周旋いたし呉候様 不明之罪二 存詰候間 陥候義ハ無 **懇望之方** 至而 何 正道 卒

却而 不長所を以事を誤候而ハ、 候義甚以恐入候訳候得共、 此節柄ケ様ニ望を申上 有之候へハ、 間敷哉、 司法省二罷出 恐懼之仕合二御座候間 少さ相馴れ候處 いたし居候處を以 乍不調法相 候 道 有之 勤



 (17.5×65.0)

清國ト條約面に見認メ取合ハス 英国其ノ 様呉ミ 乍婆心 談判 要之大事件卜愚考 後 如何之訓令相 我ヨリ派出之指令、 公法を踏ム譯二参らす、 樣之眞之局外中立之 公 河 御 川要塞 昨日廣 日風 使より総 1 1 失 在 セリ、 敬 御 面 命 語を得る 極内密 波之種を蒔置 座 預 2 取 御 先 他 メ尤注意肝 云 東 被 通 敢 宥 H さへ へ御返答、 ハス、又退テ我 同門二者至当 理 T 免 要用 伺 候 下 衙 申伊 n 尊 門へ夫さ 接シ 付、 者 E 候 藤 被 来 各国 候哉、 候 如 間 君 下 将官二者 サル タル 各国 候、 乍 且又 実二 乍 毎: 可 1 憚

- 30 -

月此

清

隆

廿旨

日草

具、

清

成

兄

左右

 (17.0×52.0)

他者 二干涉 草含頓首、 城之情況さして相変 様之事承り及候、 朝之士官かも同 有之候、 之変然と現出スペ 事も無之相見候處、 心却仕候、 建忠之頗內政 速御送致被下、 清逼奉敬賀候 上毅ら之書柬 田太輔殿 九月十五 拝光萬譲、 難 且昨朝帰 1 将来如 尔後韓 知事 H 有朋 何 読